

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、「特定空家等」に該当する次の建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び期限までに当該措置が行われなときは、京都市長が、所有者等の負担において当該措置を行うことを公告します。

令和4年5月19日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地

京都市右京区鳴滝音戸山町3番11及び3番11地先

2 措置の対象となる建築物の構造

木造2階建て

3 行うべき措置

当該特定空家等の除却又はこれに相当する措置

4 期限

令和4年7月1日

5 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう通知すること。

(都市計画局住宅室住宅政策課)